

水銀廃棄物の適正処理について

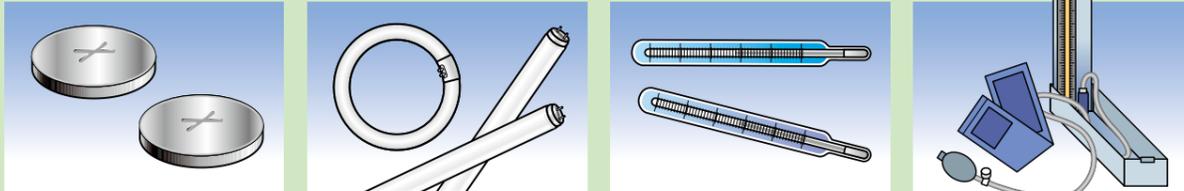
廃棄物処理法施行令及び施行規則が、平成28年4月1日及び平成29年10月1日改正施行されたことにより、**水銀廃棄物に関する規制が強化されました。**

水銀廃棄物について

◎平成29年10月1日以降、次の廃棄物について、新たな対応が必要となりました。

水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。(判別できない一部の製品を除く)



具体例：一部の電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀式血圧計 など

水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物

●ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで水銀を一定以上含有するもの又は溶出するもの

廃水銀等 ※廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成28年4月1日から施行

- ①特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物
(例:水銀を回収する施設、大学等の研究機関、検査業に属する施設、保健所等)
- ②水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

水銀廃棄物に係る新たな対応について(概要)

「収集運搬業」「処分業」の許可証、委託契約書、マニフェスト、廃棄物保管場所の掲示板及び帳簿において、「**水銀使用製品産業廃棄物**」又は「**水銀含有ばいじん等**」が含まれている旨、**明記**することが必要です。

水銀使用製品産業廃棄物

- 保管する場合は、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
- 処理を委託する場合は、「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。また、水銀回収が義務付けられているもの(液体の金属水銀を含むもの)の処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。

水銀含有ばいじん等

- 処理を委託する場合は、「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。また、水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な業者へ委託すること。

廃水銀等

- 廃水銀等について、通常の特管理産業廃棄物の措置に加えて、次の措置をとること。
- 保管・積替える場合は、
 - ①飛散、流出又は揮発の防止のための措置、②高温にさらされないための措置、③腐食防止措置をとること。
- 処理を委託する場合は、「廃水銀等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。委託契約書及びマニフェストの廃棄物の種類の欄に「廃水銀等」と記載すること。

大阪市ホームページでサイト内検索

水銀廃棄物

検索

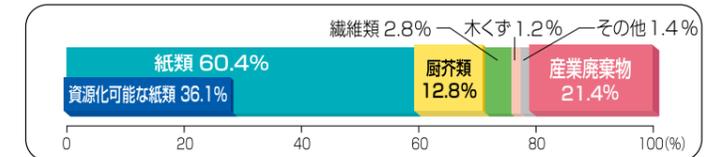
業種別の特徴

■令和4年度 大阪市事業系ごみ排出実態調査結果より(特定建築物を除く)

1 オフィスビル・事務所

- 多数の事務所が入居するテナントビル
- 単独の事務所が占有するビル
- 公共機関のビルなど

オフィスビル・事務所から一般廃棄物として排出されたごみの組成



一般廃棄物に混入して排出されている産業廃棄物

- 廃プラスチック類**
ペットボトル、飲料・食品ボトル、日用品ボトル、容器・包装小型容器、プラコップ、レジ袋、緩衝剤、ビニールひも、プラ成型品など
- 金属くず**
飲料水の缶、電池、電気製品など
- ガラスくず**
飲料水のびん
- ゴムくず**
ゴム製品



2 卸・小売業

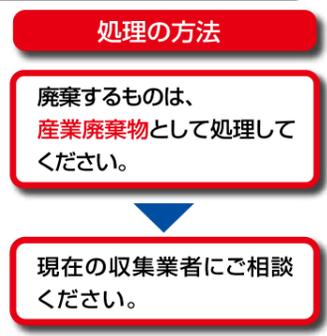
- 卸売・商店
- スーパー
- コンビニエンスストア
- 小売店など

卸・小売業から一般廃棄物として排出されたごみの組成



一般廃棄物に混入して排出されている産業廃棄物

- 廃プラスチック類**
発泡スチロール、ペットボトル、食品ペットボトル、日用品ボトル、容器・包装小型容器、プラコップ、レジ袋、緩衝剤、ビニールひも、食品保存ラップなど
- 金属くず**
飲料水の缶、食品・調味料の缶、スプレー缶、金属製品
- ガラスくず**
飲料水のびん、食品・調味料のびん、日用品のびんなど
- 水銀使用製品**
電池



3 飲食業

- ファミリーレストラン
- ファーストフード
- 飲食チェーン店
- 飲食店など

飲食業から一般廃棄物として排出されたごみの組成



一般廃棄物に混入して排出されている産業廃棄物

- 廃プラスチック類**
ペットボトル、食品ペットボトル、日用品ボトル、梱包・輸送用容器・包装、プラコップ、レジ袋、緩衝剤、ビニールひも、プラ成型品など
- 金属くず**
飲料水の缶、食料・調味料の缶、缶詰、スプレー缶、金属製品など
- ガラスくず**
飲料水のびん、食品・調味料のびん、日用品のびん、食器、電球など
- 水銀使用製品**
電池

